

沿革

昭和26年9月	検疫法(法律第201号)が公布され、船舶及び航空機に対する検疫制度が確立される。同年、日本政府宛連合軍総司令部の覚書により東北6県で初めて釜石港が検疫港に指定されたため東京検疫所釜石分室が設置される。
昭和27年1月	釜石分室が東京検疫所釜石支所となる。
昭和28年8月	東京検疫所塩釜出張所が設置される。
昭和33年7月	函館検疫所青森出張所が設置される。
昭和33年10月	東京検疫所船川出張所が設置される。
昭和34年7月	函館検疫所八戸出張所及び東京検疫所小名浜出張所が設置される。
昭和35年10月	東京検疫所新潟出張所の本所格上げ(新潟検疫所)に伴い、新潟検疫所酒田出張所が設置されるとともに船川出張所が東京検疫所から新潟検疫所に管轄変更となる。
昭和36年10月	東京検疫所宮古出張所が設置される。
昭和42年10月	東京検疫所大船渡出張所が設置される。
昭和43年10月	東京検疫所石巻出張所が設置される。
昭和47年10月	東京検疫所気仙沼出張所が設置される。
昭和50年12月	東京検疫所仙台出張所が設置される。
昭和54年	塩釜出張所と仙台出張所が統合され東京検疫所塩釜・仙台出張所となる。
昭和57年4月	大船渡出張所と気仙沼出張所が統合されて東京検疫所大船渡・気仙沼出張所となる。
平成2年4月	仙台～ソウル間の国際定期便の就航に伴い、仙台空港が検疫飛行場に指定され、東京検疫所仙台空港出張所が設置される。
平成3年10月	全国の検疫所組織の見直しにより、東京検疫所塩釜・仙台出張所が格上げされ、仙台検疫所が設置され、東北6県における検疫業務並びに港湾衛生業務を統括する組織となる。
平成7年4月	青森空港が検疫飛行場に指定され、青森空港出張所が開設される。
平成9年2月	仙台空港検疫所支所が設置される。
平成12年4月	福島空港が検疫飛行場に指定され、福島空港出張所が開設される。
平成14年4月	秋田空港が検疫飛行場に指定され、秋田空港出張所が開設される。